

河芸体育館の使用料

単位 円

時間区分			①	②	③
			午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時 30 分まで
使用区分					
アリーナ	入場料等を徴収しない場合	スポーツのために使用する場合	2,090	3,140	4,190
		その他の場合	4,190	6,280	8,380
	入場料等を徴収する場合	スポーツのために使用する場合	6,280	9,420	12,570
		その他の場合	10,470	15,710	20,950
	営利又は宣伝を目的とする場合		20,950	31,420	41,900
	アリーナ照明		1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）当たり 520		
	一般公開日における個人使用	中学生以下	100	100	100
		高校生以上・一般	200	200	200

〔備考〕

- 次の各号の一つに該当する場合は2分の1、二つに該当する場合は4分の1、全てに該当する場合は8分の1をそれぞれ当該使用料に乗じた額(10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を各々の場合の使用料とする(一般公開日における個人使用の場合を除く。)
 (1) 使用面積がアリーナの床面積の2分の1(中央で区分する。)以下のとき。
 (2) 使用時間が定められた時間区分の2分の1(午前10時30分、午後3時又は午後7時45分を基準時間として区分する。)以下のとき。
 (3) 使用の準備のために使用するとき。
- 定められた時間区分を延長し、又は繰り上げて使用した場合の使用料は、当該時間区分に係る使用料に、時間区分②の使用料の4分の1の額にその延長し、又は繰り上げて使用した時間(1時間未満は、1時間とする。)を乗じて得た額(10円未満の端数は、その端数金額を切り捨てた額)を加算する(一般公開日における個人使用の場合を除く。)。ただし、時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用することとなる場合は、次項の規定による。
- 時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用する場合の使用料は、使用した各時間区分に係る使用料の合計額とする。
- 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。
- 一般公開日における個人使用の場合のアリーナ照明の使用料は、無料とする。
- 市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。